

法人くん 2017  
(農業経営法人化検討促進ツール)

操作手順マニュアル

**農林水産省 経営局 経営政策課**

(デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 編)

## 目 次

1	はじめに .....	2
2	使用方法 .....	4
3	試算結果の調整 .....	9
4	構成員／法人の計算内容の確認 .....	11
5	税率等の調整（専門家向け機能） .....	13
6	使用許諾 .....	14

## 1 はじめに

「法人くん 2017（農業経営法人化検討促進ツール）」（以下、「本ツール」）は、農業経営の法人化について、平成 35 年までに 5 万法人とする政府目標に基づき、農業者による法人化の検討を促進し、また、税理士等の専門家への円滑な相談にも資するよう、広く農業者等が法人化の影響を簡易に試算することができるツールとして開発されました。なお、本ツールは、2001 年に阿部純也\*1、南石晃明\*2 両氏によって開発された、「農業経営法人化支援システム(略称：法人くん)」の研究成果\*3 に基づいています。

\*1：開発当時，農林水産省農業研究センター(現 農研機構中央農業研究センター)所属。現在，日本政策金融公庫

\*2：開発当時，農林水産省農業研究センター(現 農研機構中央農業研究センター)所属。現在，九州大学大学院農学研究院・教授

\*3：<https://www.naro.affrc.go.jp/project/results/laboratory/narc/2000/narc00-528.html>

### 1.1 本ツールの前提事項

本ツールは、現在の個人経営収支を法人化に置き換えた場合の、納税額及び各構成員の収入額等の比較を概算で行うものであり、本ツールにて計算された税額等は、納税申告等に用いることができるような正確な金額ではありません。

また、法人化に際しては、本ツールで考慮していない固定資産の取り扱いや設立資金等が法人経営に影響を与えるため、法人設立・納税・社会保険等に関する詳細なに関する確認・判断などは、専門家（税理士、社会保険労務士等）の相談のもとに行われることをお勧めします。

その他、本ツールを利用する際の前提事項の主なものについて、下表にまとめています。

No	分類	内容
1	法人化検討の対象とする法人	本ツールにおける試算において、個人事業からの移行先となる法人の種別は、農地所有適格法人となれる法人とします。
2	課税及び保険料の基準年度	本ツールにおいて、標準設定とする課税及び保険料の率や額は平成 28 年度の制度を基準とします。 また、法人の会計年度は平成 28 年 4 月 1 日以降に開始するものとします。
3	課税及び保険料の計算について	基準年度に準じた計算を行うが、あくまで概算金額の計算とします。
4	個人の課税項目について	以下を対象項目とします。 ・所得税（付随する控除項目を含む） ・道府県民税（所得割額のみ） ・市町村民税（所得割額のみ）
5	個人の社会保険料項目について	以下を対象項目とします。 ・年金保険料 ・健康保険料 ・雇用保険 ・介護保険料 ・印紙保険料

No	分類	内容
6	法人の課税項目について	以下を対象項目とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（所得割のみ）</li> <li>・法人事業税（所得割のみ）</li> <li>・地方法人税</li> <li>・道府県民税</li> <li>・市町村民税</li> </ul> なお、法人事業税については、非課税期間を考慮しません。
7	法人の社会保険料項目について	以下を対象項目とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金保険料</li> <li>・健康保険料</li> <li>・雇用保険</li> <li>・労災保険</li> <li>・介護保険料</li> <li>・印紙保険料</li> </ul>
8	労災保険の特別加入について	法人化後の代表及び役員に関する労災保険の特別加入については、特別な計算を行わず、従業員に対する労災保険料と同様の計算を行います。
9	法人事業税及び法人住民税の初期設定税率について	以下の自治体における税率を初期設定とします。 法人事業税：茨城県（軽減税率適用） 道府県民税：茨城県 市町村民税：水戸市
10	健康保険料（健保管掌）の初期設定保険料率について	10%とします。

## 1.2 利用環境

本ツールの利用には、Microsoft® Excel®（.xlsx形式を扱えるバージョン）がインストールされたPCが必要です。

## 2 使用方法

ここでは、個人事業の収入や納税額等を入力して、法人化の試算結果を確認するまで基本的な使用方法を説明します。

### 2.1 準備

本ツールを PC に格納し、ファイルをマウスでダブルクリックして開きます。

より正確な試算を行うため、可能な限り本ツールを使用する前に、確定申告書等の税務申告書や自治体から発行される住民税納税通知書等を手元に用意してください。

#### 起動直後の表示画面

＜凡例＞		入力項目	非入力（自動入力）項目	別シートへ移動→	試算結果	設定			
① 法人に関する確認項目									
No.	項目	入力値							
1	法人の資本金額を入力してください。								
2	法人の従業者数（代表者、役員等含む）を入力してください。								
3	代表・役員を労災保険対象とする場合は「1」を選択してください。								
4	代表・役員を雇用保険対象とする場合は「1」を選択してください。								
5	法人化後に増減すると考えられる売上高（調整額）を入力してください。								
6	法人化後に増減すると考えられる費用（人件費以外）（調整額）を入力してください。								
						収入種別			
						1 事業収入			
						2 給与収入			
② 農業従事者の状況（現在） - 所得及び納税額等									
No.	氏名	年齢	収入種別	農業収入または 給与支給額	農業経営費用	事業所得または 給与支給額	所得税	住民税	個人事業税
1						0			
2						0			
3						0			
4						0			

### 2.2 基本的な使い方

#### 2.2.1 画面構成

各シートはヘッダーエリアとメインエリアによって構成されています。

＜凡例＞		個人事業の金額	法人化後の金額	別シートへ移動→	情報入力	法人の理税額等試算	設定
① 経営収支							
個人				法人			
農業収入	27,000,000	売上高	28,000,000	試算結果サマリ			
農業経営費用	20,580,000	個人引継分	27,000,000	確保できていない			
うち人件費以外	18,000,000	調整額分	1,000,000	税理士や社会保険労務士等			
うち人件費	2,580,000	売上原価・販管費	27,686,500	本的な法人化検討を行うこ			
事業所得	6,420,000	人件費以外	17,200,000	とをお勧めします。			
		個人引継分	18,000,000				

- ✓ ヘッダー  
凡例及び別シートへのリンクを表示するエリア
- ✓ メイン  
各シートにおける入力または出力項目を表示するエリア

#### 2.2.2 シート間の移動

ヘッダーエリアにあるリンクをクリックすると、別のシートに移動することができます。

別シートへ移動→	試算結果	設定
----------	------	----

## 2.3 情報の入力

用意した税務申告書類や住民税納税通知等を基に、本ツールの「情報入力シート」にデータを入力します。

(入力項目は      色で示されています)

また、各入力項目について、項目の内容や項目名にカーソルを合わせると、項目に関する簡単な説明が表示されます。

No.	項目	入力値
1	法人の資本金額を入力してください。	
2	法人の従業者数（代表者、役員等含む）を入力してください。	
3	代表・役員を労災保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
4	代表・役員を雇用保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
5	法人化後に増減すると考えられる売上高（調整額）を入力してください。	
6	法人化後に増減すると考えられる費用（人件費以外）（調整額）を入力してください。	

説明  
「法人税」及び「法人住民税（都道府県民税）」の計算に利用されます。

No.	氏名	年齢	収入種別	農業収入または給与支給額	農業経営費用
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

説明  
農業従事者の名前を入力します。  
季節労働者やパート・アルバイトが複数いる場合は、まとめて入力することも可能です。

### 2.3.1 ①法人に関する確認項目

試算へ影響する、法人の資本金額、従業員数、代表・役員に対する雇用保険・労災保険の適用有無を入力できる。また、シミュレーション用として、法人化後の売上高及び費用の増減額を入力します。入力すべき値がわからない場合は、未入力のままでも問題ありません。

No.	項目	入力値
1	法人の資本金額を入力してください。	
2	法人の従業者数（代表者、役員等含む）を入力してください。	
3	代表・役員を労災保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
4	代表・役員を雇用保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
5	法人化後に増減すると考えられる売上高（調整額）を入力してください。	
6	法人化後に増減すると考えられる費用（人件費以外）（調整額）を入力してください。	

### 2.3.2 ②農業従事者の状況（現在） - 所得及び納税額等

税務申告書類を基に、構成員の氏名・年齢、個人事業における収入・納税額・社会保険料納付額等を入力します。

※収入種別に「1：事業収入」を選択した場合は、「農業経営費用」（専従者給与も含む）と「個人事業税」も入力します。

No.	氏名	年齢	収入種別	農業収入または 給与支給額	農業経営費用	事業所得または 給与支給額	所得税	住民税	個人事業税
1	山田一郎	59	1	9,000,000	6,860,000	2,140,000	17,500	52,800	0
2	山田一子	55	2	860,000		860,000	0	0	
3	鈴木次男	45	1	9,000,000	6,860,000	2,140,000	17,500	52,800	0
4	鈴木次子	40	2	860,000		860,000	0	0	
5	佐藤三治	56	1	9,000,000	6,860,000	2,140,000	17,500	52,800	0
6	佐藤みつ江	56	2	860,000		860,000	0	0	
7						0			
8						0			
9						0			
10						0			
合計				29,580,000	20,580,000	9,000,000	52,500	158,400	0

### 2.3.3 ③農業従事者の状況（現在） - 保険料納付額

社会保険料の納付額及び所得控除の対象となる保険料の支払額を入力します。

※氏名は[2.3.2]で入力した内容が初期表示されます。

No.	氏名	国民健康保険料	国民年金保険料	介護保険料	生命保険料	地震保険料
1	山田一郎	396,670	195,120	73,446	100,000	
2	山田一子	0	195,120	58,320		
3	鈴木次男	396,670	195,120	73,446		125,000
4	鈴木次子	0	195,120	58,320		
5	佐藤三治	396,670	195,120	73,446		
6	佐藤みつ江	0	195,120	58,320		
7						
8						
9						
10						
合計		1,190,010	1,170,720	395,298	100,000	125,000

### 2.3.4 ④農業従事者の状況（法人化後） - 給与支給額等

法人化後の従業員としての区分や給与支給額を入力します。

No.	氏名	従業員 区分	年間支給額	平均日当
1	山田一郎	1	2,140,000	
2	山田一子	3	860,000	
3	鈴木次男	2	2,140,000	
4	鈴木次子	3	860,000	
5	佐藤三治	2	2,140,000	
6	佐藤みつ江	3	860,000	
7				
8				
9				
10				
合計			9,000,000	

従業員区分	
1	代表・役員
2	正社員
3	パート・アルバイト（週30時間以上勤務）
4	パート・アルバイト（週20時間以上30時間未満）
5	パート・アルバイト（週20時間未満・印紙保険料対対象外）
6	パート・アルバイト（週20時間未満・印紙保険料対象）

### 2.3.5 ⑤農業従事者の状況（法人化後） - 控除等#1

### ⑥農業従事者の状況（法人化後） - 控除等#2

所得控除の対象となる項目を選択または控除額を入力します。

No.	氏名	配偶者 一般	配偶者 老人	配偶者 特別	配偶者所得	扶養 一般	扶養 特定	扶養 老親	扶養 老親以外	寡婦	寡夫
1	山田一郎	1				1		1			
2	山田一子										
3	鈴木次男	1						1			
4	鈴木次子										
5	佐藤三治	1						1			
6	佐藤みつ江										
7											
8											
9											
10											

No.	氏名	寡婦 特定	寡夫 特定	障害 一般	障害 特別	障害 同居特別	小規模企業共済 掛金	寄付金	医療費	雑損
1	山田一郎									
2	山田一子									
3	鈴木次男									
4	鈴木次子									
5	佐藤三治									
6	佐藤みつ江									
7										
8										
9										
10										

## 2.4 試算結果の確認

「情報入力」シートで入力した結果から、法人化後の経営収支や構成員ごとの所得・社会保険料・納税額などの比較結果を確認します。

### 2.4.1 ①経営収支

個人事業の経営収支と法人の経営収支が表示され、税引後利益に応じて、試算結果サマリーにメッセージが表示されます。

※税引後利益がマイナス（赤字）になった場合の調整は、後述の「3 試算結果の調整」を参照してください。

個人	
農業収入	27,000,000
農業経営費用	20,580,000
うち人件費以外	18,000,000
うち人件費	2,580,000
事業所得	6,420,000

法人	
売上高	28,000,000
個人引継分	27,000,000
調整額分	1,000,000
売上原価・販管費	27,686,500
人件費以外	17,200,000
個人引継分	18,000,000
調整額分	-800,000
人件費	10,486,500
税引前利益	313,500
法人税等充当額	170,855
税引後利益	142,645

試算結果サマリー	
法人化後も黒字を確保できています。	
税理士や社会保険労務士等と相談し、より具体的な法人化検討を行うことをお勧めします。	



## 2.4.2 ②農業従事者の可処分所得等の比較

構成員ごとに、収入、保険料、納税額、可処分所得の個人事業と法人化後の比較が可能です。

No.	氏名	現在				法人化後				
		事業所得または 給与支給額	課税額	社会保険料	可処分所得	給与支給額	課税額	社会保険料	可処分所得	可処分所得+法人負担 分の社会保険料
1	山田一郎	2,140,000	70,300	665,236	1,404,464	2,140,000	0	319,202	1,820,798	2,140,000
2	山田二子	860,000	0	253,440	606,560	860,000	0	132,578	727,422	873,760
3	鈴木次男	2,140,000	70,300	665,236	1,404,464	2,140,000	0	329,902	1,810,098	2,174,240
4	鈴木次子	860,000	0	253,440	606,560	860,000	0	132,578	727,422	873,760
5	佐藤三治	2,140,000	70,300	665,236	1,404,464	2,140,000	0	329,902	1,810,098	2,174,240
6	佐藤みづ江	860,000	0	253,440	606,560	860,000	0	132,578	727,422	873,760
7		0	0	0	0	0	0	0	0	0
8		0	0	0	0	0	0	0	0	0
9		0	0	0	0	0	0	0	0	0
10		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9,000,000	210,900	2,756,028	6,033,072	9,000,000	0	1,376,740	7,623,260	9,109,760
		現在と法人化後の差額				0	-210,900	-1,379,288	1,590,188	3,076,688

## 2.4.3 ③法人の社会保険料・課税額内訳

法人が負担する社会保険料と納税額の内訳が確認できます。

社会保険項目	納付額	税目	納税額	
健康保険	450,000	A 道府県民税	22,000	
厚生年金	818,190		市町村民税	60,000
介護保険	74,250	B 法人税	0	
労災保険	89,180		地方法人税	0
雇用保険	54,880		道府県民税	0
印紙保険	0		市町村民税	0
合計	1,486,500		事業税	0
		合計	82,000	

## 2.4.4 ④農業従事者別の社会保険料・課税額内訳（法人化後）

構成員ごとに、法人化後の社会保険料と納税額の内訳が確認できます

No.	氏名	社会保険料					課税	
		健康保険料	年金保険料	介護保険料	労働保険料	印紙保険料	所得税	住民税
1	山田一郎	107,000	194,547	17,655	0	0	0	0
2	山田二子	43,000	78,183	7,095	4,300	0	0	0
3	鈴木次男	107,000	194,547	17,655	10,700	0	0	0
4	鈴木次子	43,000	78,183	7,095	4,300	0	0	0
5	佐藤三治	107,000	194,547	17,655	10,700	0	0	0
6	佐藤みづ江	43,000	78,183	7,095	4,300	0	0	0
7		0	0	0	0	0	0	0
8		0	0	0	0	0	0	0
9		0	0	0	0	0	0	0
10		0	0	0	0	0	0	0
合計		450,000	818,190	74,250	34,300	0	0	0

### 3 試算結果の調整

法人化後の試算で、税引後利益がマイナスになる場合、本ツールでは以下の二つの方法で調整が可能です。

#### 3.1 情報入力シート「①法人に関する確認項目」での調整

複数世帯の統合により、売上高の増加や売上原価の減少が考えられる場合があります。その効果をシミュレーションする場合は、情報入力シート「①法人に関する確認項目」の No5 または No6、あるいはその両方に金額を入力します。

法人	
売上高	27,000,000
個人引継分	27,000,000
調整額分	0
売上原価・販管費	28,486,500
人件費以外	18,000,000
個人引継分	18,000,000
調整額分	0
人件費	10,486,500
税引前利益	-1,486,500
法人税等充当額	82,000
税引後利益	-1,568,500

試算結果サマリ	
法人の収支（税引後利益）がマイナスになっています。	
売上高の増加や費用の減少要因が考えられる場合は、情報入力シートの「①法人に関する確認項目」No5、No6に想定される金額を入力してください。	
または、情報入力シートの「④農業従事者の状況（法人化後） - 給与支給額等」で農業従事者の給与を調整してください。	
可処分所得が個人事業に比べて増加しています。	
税理士や社会保険労務士等と相談し、より具体的な法人化検討を行うことをお勧めします。	



#### ① 法人に関する確認項目

No.	項目	入力値
1	法人の資本金額を入力してください。	1
2	法人の従業者数（代表者、役員等含む）を入力してください。	6
3	代表・役員を労災保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
4	代表・役員を雇用保険対象とする場合は「1」を選択してください。	
5	法人化後に増減すると考えられる売上高（調整額）を入力してください。	1,000,000
6	法人化後に増減すると考えられる費用（人件費以外）（調整額）を入力してください。	-700,000



法人	
売上高	28,000,000
個人引継分	27,000,000
調整額分	1,000,000
売上原価・販管費	27,786,500
人件費以外	17,300,000
個人引継分	18,000,000
調整額分	-700,000
人件費	10,486,500
税引前利益	213,500
法人税等充当額	142,512
税引後利益	70,988

試算結果サマリ	
法人化後も黒字を確保できています。	
可処分所得が個人事業に比べて増加しています。	
税理士や社会保険労務士等と相談し、より具体的な法人化検討を行うことをお勧めします。	

### 3.2 情報入力シート「④農業従事者の状況（法人化後） - 給与支給額等」での調整

構成員の法人化後の給与支給額を減額調整することで、法人の黒字を確保します。

ケースによっては、個人事業の所得や支給額より法人化後の給与支給額が下がったとしても、可処分所得でみると法人化後の方が増加するケースもあります。

法人	
売上高	27,000,000
個人引継分	27,000,000
調整額分	0
売上原価・販管費	28,486,500
人件費以外	18,000,000
個人引継分	18,000,000
調整額分	0
人件費	10,486,500
税引前利益	-1,486,500
法人税等充当額	82,000
税引後利益	-1,568,500

試算結果サマリ	
法人の収支（税引後利益）がマイナスになっています。	
売上高の増加や費用の減少要因が考えられる場合は、情報入力シートの「①法人に関する確認項目」No5、No6に想定される金額を入力してください。	
または、情報入力シートの「④農業従事者の状況（法人化後） - 給与支給額等」で農業従事者の給与を調整してください。	
可処分所得が個人事業に比べて増加しています。	
税理士や社会保険労務士等と相談し、より具体的な法人化検討を行うことをお勧めします。	



No.	氏名	従業員区分	年間支給額
1	山田一郎	1	2,140,000
2	山田一子	3	860,000
3	鈴木次男	2	2,140,000
4	鈴木次子	3	860,000
5	佐藤三治	2	2,140,000
6	佐藤みつ江	3	860,000
7			
8			
9			
10			
合計			9,000,000

No.	氏名	従業員区分	年間支給額
1	山田一郎	1	2,000,000
2	山田一子	3	500,000
3	鈴木次男	2	2,000,000
4	鈴木次子	3	500,000
5	佐藤三治	2	2,000,000
6	佐藤みつ江	3	500,000
7			
8			
9			
10			
合計			7,500,000



法人	
売上高	27,000,000
個人引継分	27,000,000
調整額分	0
売上原価・販管費	26,734,200
人件費以外	18,000,000
個人引継分	18,000,000
調整額分	0
人件費	8,734,200
税引前利益	265,800
法人税等充当額	157,336
税引後利益	108,464

試算結果サマリ	
法人化後も黒字を確保できています。	
可処分所得が個人事業に比べて増加しています。	
税理士や社会保険労務士等と相談し、より具体的な法人化検討を行うことをお勧めします。	

## 4 構成員／法人の計算内容の確認

### 4.1 構成員の計算内容

構成員ごとに、入力された給与支給額と控除項目から算出された社会保険料や課税額について、課税額の算出過程や社会保険料の内訳などが確認できます。

<凡例> 所得控除・税・保険料の計算額  
 山田一郎の計算シート 従業員区分  代表・役員 [別シートへ移動](#) [情報入力](#) [試算結果](#) [設定](#)

① 支給額と課税標準額

給与支給額	2,000,000	控除額①	1,838,320	課税標準額①	161,680	所得税額	8,084
		控除額②	1,738,320	課税標準額②	261,680	住民税額	31,402
						課税額合計	39,486

② 課税額

所得税

課税標準額	161,680	該当	税率	課税額
0 円以上	1,950,000 円以下	○	5%	8,084
1,950,001 円以上	3,300,000 円以下		10%	
3,300,001 円以上	6,950,000 円以下		20%	
6,950,001 円以上	9,000,000 円以下		23%	
9,000,001 円以上	18,000,000 円以下		33%	
18,000,001 円以上	40,000,000 円以下		40%	
40,000,001 円以上	< 円以下		45%	
復興特別分		○	2.1%	3,395
合計				8,084

住民税

区分	税率	課税額
道府県民税	4.0%	15,701
市町村民税	6.0%	15,701
合計		31,402

③ 所得控除 一覧

No.	控除項目	控除額①	控除額②	No.	控除項目	控除額①	控除額②
1	給与所得控除	780,000	780,000	12	寡婦控除		
2	基礎控除	380,000	330,000	13	寡夫控除		
3	配偶者控除（一般）	380,000	330,000	14	寡婦（特定）控除		
4	配偶者特別控除			15	寡夫（特定）控除		
5	配偶者控除（老人）			16	生命保険料控除	0	
6	扶養控除（一般）			17	地震保険料控除	0	
7	扶養控除（特定扶養）			18	小規模企業共済掛金控除	0	
8	扶養控除（同居老親等）			19	寄付金控除	0	
9	扶養控除（同居老親等以外）			20	雑損控除	0	
10	障害者控除（一般）			21	医療費控除	0	
11	障害者控除（特別）			22	社会保険料控除	298,320	298,320
12	障害者控除（同居特別）			合計		1,838,320	1,738,320

給与所得控除

給与支給額	2,000,000	該当	定額分	定率分	控除額
1 円以上	1,800,000 円以下		650,000	800,000	
1,800,001 円以上	3,600,000 円以下	○	180,000	600,000	780,000
3,600,001 円以上	6,000,000 円以下		540,000	400,000	
6,000,001 円以上	10,000,000 円以下		1,200,000	200,000	
10,000,001 円以上	< 円以下		2,200,000	0	
	円以上		0	0	
					780,000

社会保険料

No.	項目	負担額
1	健康保険料	100,000
2	年金保険料	181,820
3	雇用保険料	0
4	介護保険料	16,500
5	印紙保険料	0
	合計	298,320

配偶者特別控除

配偶者の所得	0	該当	控除額①	控除額②
380,001 円以上	399,999 円以下		380,000	330,000
400,000 円以上	449,999 円以下		360,000	330,000
450,000 円以上	499,999 円以下		310,000	310,000
500,000 円以上	549,999 円以下		260,000	260,000
550,000 円以上	599,999 円以下		210,000	210,000
600,000 円以上	649,999 円以下		160,000	160,000
650,000 円以上	699,999 円以下		110,000	110,000
700,000 円以上	749,999 円以下		60,000	60,000
750,000 円以上	759,999 円以下		30,000	30,000
			0	0

生命保険料控除

生命保険料	0	該当	控除額
1 円以上	20,000 円以下		0
20,001 円以上	40,000 円以下		10,000
40,001 円以上	80,000 円以下		20,000
80,001 円以上	< 円以下		40,000
			0

地震保険料控除

地震保険料	0	該当	控除額
1 円以上	50,000 円以下		0
50,001 円以上	< 円以下		50,000
			0

印紙保険料

平均日当	0	該当	単価	負担額
0 円以上	8,200 円以下		96	
8,201 円以上	11,300 円以下		146	
11,301 円以上	< 円以下		176	
				0

## 4.2 法人の計算内容

入力された資本金額や計算された税引前利益から、法人に適用される税率や税額の区分が確認できます。また、構成員ごとに、法人が負担する社会保険料の内訳も確認できます。

<凡例> 税・保険料の計算額 別シートへ移動→ [情報入力](#) [試算結果](#) [設定](#)

**基本情報**

資本金額	1	税引前利益	265,800	従業員数	6
------	---	-------	---------	------	---

① 法人税 (所得割)

資本金	所得	該当	税率	課税額
1億円未満	8,000,000 円以下	○	19.0%	50,502
	8,000,001 円以上		23.4%	
1億円以上			23.4%	
				50,502

② 地方法人税

法人税額	税率	課税額
50,502	4.4%	2,222

③ 事業税

所得	該当	税率	課税額
0 円以下 4,000,000 円以下	○	5.6%	14,885
4,000,001 円以上 8,000,000 円以上		8.4%	
8,000,001 円以上 < 円以上		11.0%	
			14,885

④ 法人住民税

**道府県民税 (法人税割)**

資本金	法人税額	該当	税率	課税額
1億円未満	10,000,000 円以下	○	3.2%	1,616
	10,000,001 円以上		4.0%	
1億円以上			4.0%	
				1,616

**道府県民税 (均等割)**

資本金額	該当	課税額
0 円以下 10,000,000 円以下	○	22,000
10,000,001 円以上 100,000,000 円以上		
100,000,001 円以上 1,000,000,000 円以上		
1,000,000,001 円以上 5,000,000,000 円以上		
5,000,000,001 円以上 < 円以上		
		22,000

**市町村民税 (法人税割)**

法人税額	税率	課税額
50,502	12.1%	6,111

**市町村民税 (均等割)**

資本金額	従業員数	該当	課税額
0 円以下 10,000,000 円以下	50 人以下	○	60,000
0 円以上 10,000,000 円以下	51 人以上		
10,000,001 円以上 100,000,000 円以下	50 人以下		
10,000,001 円以上 100,000,000 円以下	51 人以上		
100,000,001 円以上 1,000,000,000 円以下	50 人以下		
100,000,001 円以上 1,000,000,000 円以下	51 人以上		
1,000,000,001 円以上 5,000,000,000 円以下	50 人以下		
1,000,000,001 円以上 5,000,000,000 円以下	51 人以上		
5,000,000,001 円以上 < 円以下	50 人以下		
5,000,000,001 円以上 < 円以下	51 人以上		
			60,000

⑤ 社会保険料

No.	氏名	従業員区分	年齢	支給額	平均日当	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険	介護保険	印紙保険
1	山田一郎	1	59	2,000,000	0	100,000	181,820	0	0	16,500	0
2	山田二子	3	55	500,000	0	25,000	45,455	6,500	4,000	4,125	0
3	鈴木次男	2	45	2,000,000	0	100,000	181,820	26,000	16,000	16,500	0
4	鈴木次子	3	40	500,000	0	25,000	45,455	6,500	4,000	4,125	0
5	佐藤三治	2	56	2,000,000	0	100,000	181,820	26,000	16,000	16,500	0
6	佐藤みづ江	3	56	500,000	0	25,000	45,455	6,500	4,000	4,125	0
7				0	0	0	0	0	0	0	0
8				0	0	0	0	0	0	0	0
9				0	0	0	0	0	0	0	0
10				0	0	0	0	0	0	0	0
合計				7,500,000		375,000	681,825	71,500	44,000	61,875	0

## 5 税率等の調整（専門家向け機能）

法人化後の健康保険料や法人住民税の税率は都道府県ごとに料率・税率やその額が異なるため、本ツールでは、「設定」シートにて一定程度率や額を設定可能な仕組みとしています。

平成 28 年度の制度を基に基本的な設定は行われていますが、より正確な保険料や税額を求める場合は、当該シートの値を修正します。なお、シートの値を修正する場合は、専門家が直接実施するか、専門家の指導の下で実施してください。

（設定可能な項目は        色で示されています）

（例）法人住民税の法人税割額・道府県民税・市町村民税

以下の例では、道府県民税は、法人税額が 1,000 万円以下の場合に 3.2%、1,000 万円を超える場合に 4.0%と設定されています。

道府県民税（法人税割）	区分 1		区分 2	
法人税額	0	10,000,000	10,000,001	<
税率（小数点以下第3位まで）	3.200%		4.000%	

<法人税額が 1,500 万円以下の場合に 4.0%、1,500 万円を超える場合に 4.5%と設定する場合>

道府県民税（法人税割）	区分 1		区分 2	
法人税額	0	15,000,000	15,000,001	<
税率（小数点以下第3位まで）	4.000%		4.500%	

区分 1 の右欄を変更すると区分 2 の左欄は自動計算されます

## 6 使用許諾

農林水産省（以下、「当省」）は、利用者（法人または個人のいずれであるかを問いません）に対し、本ツールを使用する権利を以下に記載する事項（以下、「本契約」）に基づき許諾します。

本ツールをダウンロード、インストール、複製、または使用することにより、利用者は本契約のすべてに同意したものとみなします。

### 6.1 著作権

- (1) 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、当省に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。したがって利用者は、本ソフトウェアを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (2) 本ソフトウェアとともに提供される操作マニュアル等の関連資料（以下「関連資料」と記載します）の著作権も、当省に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。
- (3) 本ソフトウェアとともに提供される著作権は、当省に帰属し、これら関連資料は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。

### 6.2 権利の許諾

- (1) 本ソフトウェアの利用者（以下、「利用者」）は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利を本契約に基づき取得します。
- (2) 利用者は個人的利用を目的としてのみ、関連資料のコピーを作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書にかかわらず、これらを利用者の組織外に再発行したり再配布したりすることはできません。

### 6.3 制限事項

- (1) 利用者は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- (2) 利用者は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- (3) 利用者は、本ソフトウェアおよび関連資料に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。上記(2)に基づき本ソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェアに付されている著作権表示およびその他の権利表示も同時に複製するものとします。
- (4) 利用者は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
- (5) 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、当省は何らの保証もいたしません。
- (6) 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、当省は一切その責任を負いません。
- (7) 本ソフトウェアについて、第三者との間で紛争等が生じた場合でも、当省は一切その責任を負いません。
- (8) 上記の他、本ソフトウェアの利用に関して、利用者又は利用者の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、

当省は一切その責任を負いません。

- (9) 当省が本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正した場合には、当省は利用者に対して、修正されたソフトウェア（以下、「修正版」）を提供することがあります。ただし、修正の必要性、修正版の提供時期、提供方法等に関しては、すべて当省の裁量により決定させていただきます。なお、利用者に提供された修正版を本ソフトウェアとみなします。

#### 6.4 責任の制限

- (1) 当省は、利用者が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害について、一切責任を負いません。ただし、当省に帰責事由がある場合はこの限りではありません。
- (2) 上記(1)または法令により当省が損害賠償責任を負う場合においても、社会通念上、当該種類の債務不履行、不法行為等から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負いません。

#### 6.5 契約の期間

本契約は、本ソフトウェアを使用できる環境に置いたとき、もしくは使用を始めたときに発効し、下記 6.6 により本契約が終了するまで有効であるものとします。

#### 6.6 契約の終了

- (1) 利用者は、本ソフトウェアを使用できない環境に置くことにより、いつでも本契約を終了させることができます。
- (2) 当省は、利用者が本契約のいずれかの条項に違反したときは、利用者に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
- (3) 上記(2)の場合、当省は、利用者によって被った損害を利用者に請求することができます。

#### 6.7 その他

- (1) 利用者は、いかなる方法および目的によっても、本ソフトウェアおよびその複製物を日本国外に輸出してはなりません。
- (2) 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用され、本規約から生じる紛争については日本国の裁判所の裁判管轄権に服するものとします。